

水 道 中 止 届

広島県水道広域連合企業団 三次事務所長 様

年 月 日 中止		水 栓 番 号	— — — —
水道を中止する場所 (建物名・部屋番号まで記入)	三次市		
・使用者			
住 所 _____			
(ふりがな)			
氏 名 _____			
電 話 _____			
・転居先(請求先)			
住 所 _____			
(ふりがな)			
氏 名 _____			
電 話 _____			
※水道料金の中止精算を下記のとおり精算します。(選択)			
1. 後日口座振替精算(ただし、口座振替の方のみ)			
2. 後日納付書発送精算			
3. 現地精算			
年 月 日 上記のとおり届けます。			
備考			

☆転居、転出、長期不在などで水道を使用されない時は、水道企業団三次事務所までご連絡ください。

(遅くとも2～3日前までにお届けください。)

☆太枠の中に記入のうえ、水道企業団三次事務所窓口または三次市役所本庁総合案内・各支所窓口に提出してください。

営業時間 水 道 企 業 団 三 次 事 務 所 窓 口 : 8 時 30 分～17 時 15 分(年末年始を除く)

三次市役所本庁総合案内・各支所 : 8 時 30 分～17 時 15 分(平日のみ)

広島県水道広域連合企業団 三次事務所 ☎(0824)62-4843

☎ 728-0021 三次市三次町501番地